

令和5年 第5回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和5年5月16日(火)午後2時30分 北区役所 3階 31・32会議室

2. 委員の出欠

出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作
中村金夫 横井典行 足立侑律 袴田博子 根木常次 内山進吾
岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛 中安千秋 森島倫生 鈴木英雄
水崎久司 井上保典 小柳守弘 鈴木要

欠席： 伊藤安子

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 河村幸一郎 縣弘之 奥山英洋 吉山和志
渡邊光二 富永幹人 笠原直人 佐々木朝飛

4. 審議事項

- 第31号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第32号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第33号議案 事業計画変更承認申請について
- 第34号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第35号議案 買受適格証明願について(3条許可公売)
- 第36号議案 非農地証明について
- 第37号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第38号議案 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

5. 報告事項

- 報第32号 令和4年度事業報告について
- 報第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第34号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第37号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について
- 報第38号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第39号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
います。

それでは、只今から令和5年第5回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ23名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが議席番号22番の伊藤安子委員でございます。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。第5回の総会ということで、お集りいただき、ありがとうございます。先に、コロナの件ですが、マスクは特定の疾病がある方以外は、個人の判断に任せるということで、私は議長という立場で色々話すこともございまして、マスクを外させていただき、議事の運営を進めさせていただきたいと思っております。

話は少し変わりますが、3、4年前に朝日新聞のコラムで気になることがございまして、農業委員会を一言で表しますと、「昔は農地の番人、今は担い手の育成機関」と書いてありました。それを見た時に、なるほど、確かにそういう面もある、と思えました。それ以外のこともたくさん行っていますが、私なりに自分ではどういう風に、一言で言い表すことができるか、と考えました。私のオリジナルになりますが、「農業委員会、昔は名誉職、今は実務職」。昔は名誉職という言い方は失礼ですが、ある程度事務局がややリードしながら進めたり、お膳立てしたりしたものをやってきましたが、今はまさに農業委員は実務、本当に自分たちが調査会をまとめ、現場に出て、一生懸命進めていく、というような実務職ではないか。決して名誉職ではなく、本当に汗を流しながら、農業の発展、または農地の番人をしながらやっていく、という風に考えております。私なりにコラムに載せるとすれば、「農業委員会、農業委員は昔は名誉職、今は実務職」と、私自身は言い聞かせていきたいと思っております。

簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。

それでは、只今から、令和5年第5回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号8番の横井典行委員、議席番号9番の足立侑律委員をお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第31号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第31号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

奥山 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号96番外23件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 15 件、贈与に係る案件が 3 件、賃借権に係る案件が 3 件、区分地上権に係る案件が 3 件でございます。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 1 ページ、地区「雄踏」、整理番号 99 番は賃貸借権に係る案件で、下限面積撤廃に伴う申請でございます。

申請人は、西区雄踏町宇布見の [REDACTED]、45 歳でございます。

[REDACTED] は自動車整備業の傍ら自宅で多肉植物の栽培をしておりますが、手狭になってきたため、申請地を賃借し、新規就農したく申請にいたったものでございます。

申請地は、西区雄踏町宇布見の畑 1 筆 634 m²で、借入後はサボテン、多肉植物を育てていく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を賃借するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 2 ページ、地区「庄内」、整理番号 101 番は売買にかかる案件でございます。

譲受人は、西区和光町の [REDACTED]、37 歳でございます。[REDACTED] は、西区和光町及び北区細江町気賀でニラ、ジャガイモ、花木等の栽培しておりましたが、この度、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。

申請地は、西区深萩町の畑 12 筆 9,401 m²で、許可後は、みかんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区「飯田」、整理番号 106 番は売買にかかる案件で、下限面積撤廃に伴う申請でございます。

申請人は、南区新貝町の [REDACTED]、66 歳でございます。

[REDACTED] は隣地に居住しておりますが、申請地が長年管理されておらず、枯れ木や落ち葉などに迷惑をしていたため、申請地を取得し、自家消費のため新規就農したく申請にいたったものでございます。

申請地は、南区新貝町の畑 1 筆 25 m²で、取得後はトマトを作付けしていく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして議案 3 ページ、地区「三方原」、整理番号 107 番は所有権の売買に係る案件でございます。

譲受人は、浜北区尾野の [REDACTED]、44 歳でございます。[REDACTED] は、これまで浜北区新原でユーカリ等の花木を栽培しておりましたが、この度、営農地を拡大するため、申請地を売買により取得する申請にいたったものでございます。

申請地は、北区豊岡町の畑、1 筆で、許可後は、ユーカリ、アカシアを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区「三ヶ日」、整理番号114番は売買にかかる案件でございます。

申請人は、愛知県豊川市の[]、39歳でございます。

[]は、これまで知人を通じてレモン等の果樹の栽培方法を学んでおりましたが、この度、譲受人から申請地を売買により取得し、農業参入するべく申請にいたったものでございます。現在は愛知県豊川市在住ですが、将来的には申請地付近の住居を買受け、移住する予定です。

申請地は、北区三ヶ日町上尾奈の畑、2筆で、取得後はレモン、いちじくを作付けしていく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案4ページ、地区「龍山」、整理番号121番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、東区半田山四丁目の[]、47歳でございます。[]は、従前から家庭菜園で野菜、舞茸などの栽培を行っていました。中山間地の生活に興味があり、申請地の近隣に宅地と建物が見つかり、そこを拠点に申請地で農業をいたしたく、申請にいたったものでございます。

申請地は、天竜区龍山町大嶺の畑、2筆で、許可後は、シキミ、舞茸、大豆を栽培していく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。 |
| 渡 | 瀬 | 蒲・和田・長上地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。 |
| 平 | 尾 | 積志地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。 |
| 加 | 茂 | 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。 |
| 江 | 間 | 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。 |
| 中 | 村 | 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。 |
| 横 | 井 | 篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。 |

足 立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内 山 三方原地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
杉 山 引佐地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後 藤 三ヶ日地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
鈴木英 天竜・龍山地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。
森 島 (森島委員 挙手)
議 長 はい、森島委員。
森 島 4月以降の面積要件を伴わなくなった新規就農というか、農地取得の申請が多くなったという印象です。農地法第3条の許可基準に照らし、問題ないだろう、という報告をされています。事務局の実務を取り扱っていく中での要点で、1年後に条件を満たしているかを報告してもらおう、と言われていています。私としては、1年ぐらいいは頑張ってもらえるかと思いますが、問題があると言った時に、もう売買が成立してしまっている案件なので、新たな不耕作地にさせないための知恵というのは、どういう風に働かせていこう、という議論がされているのか伺いたいです。それから、結構な面積を取得される方もございます。これは、人・農地プランというか、地域計画の観点から見て、10年後はどうなっているのか農業委員会として問われます。この問題についてもどういう議論がされ、あるいは国はどのような指導をしてくれているのか伺いたいです。
議 長 ただいまの森島委員の質問に対して、事務局、回答をお願いします。
吉 山 農地調整グループの吉山です。まず、今月、下限面積撤廃に伴う農地取得の申請が数件出ております。森島委員の仰いましたように、条件付きという形になりますので、1年後に農地を調査し、しっかり耕作しているのか確認します。その後、荒れる可能性ですが、それについては、その都度指導していくことになります。もし、その方が他の農地を新たに取得したい、という場合には、そこが不耕作である場合には新たに取得はできませんので、そういったところを制限かけていくことになります。
河 村 2点目の地域計画につきまして、集積グループ長の河村から説明します。まず、地域計画につきましては、令和7年度から新しくスタートされる形で、現時点で地域計画はできていません。地域計画に関しては、各々の地域での農地の利用の仕方を皆さんで話し合っていただき、どのような形が理想的か、話し合っていて決めていただく。そこから始ま

ります。今までは、大きな耕作者を中心に政策が決められていましたが、これからは、中小規模の農家まで入れていかないと維持できない。これは各々の地域によって異なりますので、地域計画を立てていく中で、このような計画の制定で、3条の基準以下の小さい農家の扱いをどのようにしていくのか、しっかり決めていかなければいけない、と考えています。場合によっては、集積が必要な所であれば、集積の邪魔になるようなものであれば、どうしていくべきか考えていく形になります。これから、各々の地域に必要な形というものを決めていただき、令和7年度から計画がスタートしますので、それに基づいた農地の利用計画というものを進めていくことになります。

森 島 (森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 苦勞して答えている、という印象です。例えば、条件を満たさなかった、という所を確認しますが、売買が成立するのは1年後ですか。

吉 山 売買が成立するのは許可後ですので、本日の総会を経て、明日以降、1ヶ月以内くらいに所有権移転がされるかと思えます。

森 島 つまり、今日の審議で認められれば、所有権は移転される訳です。それで1年後、2年後と見ていきますが、これは駄目だ、というのがあった時に、所有権が既に移転しているものを返せ、という訳にはいきません。そういう前提にたったものだと思います。10年後の所有者が誰か、というものを、今、河村さんから説明がありました。10年後の議論になりますが、いずれにしても、今日の議論の中で、我々が問題ない、と言ったことが全てだと思います。今、それぞれの担当の調査会長が、問題ありませんでした、と言ったことが、全ての裏付け、全ての論拠というか、論理の基になると思います。だから、今日、許可してしまえば、結果的に、農業委員会の我々が責任を持つことになるのだろう、と思います。何はともあれ、我々の責任で許可することを考えれば、10年後の我々の責任は免れない、と思いますが、会長いかがでしょうか。

議 長 今の時点で、許可をする時には、ちゃんと本人がやります、と言っている以上、性善説で私たちがそれを信じて進める訳で、明日以降どうなるか、また責任はどうなるか、ということになると、難しい話になりますので、現時点で本人がこのように計画をして、こういう風に農業をやりますよ、というものに対して許可をするものであって、明日、それが裏切られた、という場合は、それはその時、というものです。そこに責任論を持ってくるのではなく、今日の時点での責任論で解釈しております。

森 島 会長や事務局の立場では、百歩譲ってそうだと思いますが、どちらに転んでも、我々が許認可を与えたことに間違いはありません。そういう意味でも、地域の中で、畑が荒れていくのを少しでも止めようという議論を、調査会の中で、皆さん、充分されていると思いますが、これは充分裏切られそうな可能性があるな、ということがあるとなれば、それも含めて、今日の審議が全てだ、という風に思います。会長や事務局の立場も分かりますので、我々、一般の調査会長、農業委員の立場で、今日の審議に責任を持たざるを得ない、ということには免れないことだと思います。どこの世界へ出しても、そういうことだと思います。あとは、それぞれの調査会長が、地域の中で責任をもってやってい

く訳で、それ以上でもそれ以下でもない、と思います。

後藤委員 挙手

議 長 はい、後藤委員。

後藤 今、森島さんから言われたように、三ヶ日地区も新規就農ということで、今回許可をしたことに、少しドキッとした訳ですが、調査会の中で、この方はまだ若くて、2反ぐらい買って、いちじくとレモンを作る、ということで、家も古い空き家をリフォームして、1、2年のうちに家族も一緒に住む、ということを知りました。その担当地区の調査員も、その方の2反ぐらいの申請地が今、実際荒れてどうしようもないくらいになっている、とのこと。その地区が三ヶ日の中で最も山奥の方で、どんどん過疎化している中で、家が増えることは大変良いことですので、全然問題ない、という報告がありました。もし、その方が次の代になった時にどうなるのか、という不安もありますが、その時には、農地を宅地にすることもできないし、誰かに良い状態で貸してくれば良いと思います。そういうことも、条件付きみたいな、自分ができなくなったら貸してください、ということが条件で新規就農者になってもらう、という風に自分は今後も進めていきたい、と思います。

森島委員 挙手

議 長 はい、森島委員。

森島 後藤さんに救われましたが、とてもありがたい対応だったと思います。後藤さんに取
て発言いただいて、やっぱり、こういうことが大事だと思いました。

議 長 ありがとうございます。その他ございますか。

渡瀬委員 挙手

議 長 はい、渡瀬委員。

渡瀬 先ほど言われたように、1年後の報告は、誰が審査して誰が現場を見るのでしょうか。

議 長 事務局、回答をお願いします。

吉山 事務局の方で現場を確認させていただきます。

渡瀬 はい、分かりました。

議 長 その他、ございますか。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第31号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第32号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案5ページをご覧ください。第32号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

奥山 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号22番外6件でございます。

転用目的別の内訳は、農家住宅が1件、自己用・賃貸住宅関連が5件、貸駐車が1件でございます。また、農地区別の内訳は、第1種農地が3件、第3種農地が4件で

ございます。なお、是正案件は 24 番、26 番、27 番です。

また、駐車場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平 尾 積志地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 32 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 33 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、議案 7 ページをご覧ください。第 33 号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当より説明いたします。

笠 原 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 2 件でございます。

議案 7 ページ、地区「積志」、整理番号 5 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である []、[]、全部承継者である []、[] でございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、平成 27 年 2 月に農地法第 5 条の許可を受け、申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後、資金の調整がつかなかったことから計画が中断し、建築されないまま現在に至ります。

承継者である [] は、現在借家住まいで、借家の老朽化が進んでいるために今後

の生活に不安があることや、子供の成長のため生活の拠点を定めたいと望んでいることから、申請地に隣接農地も含めて自己用住宅の建築を計画したものでございます。

申請地は、[]に位置する農地でございます。

農地区分は、第3種農地に該当すると判断いたしました。

承継後の転用計画は、自己用住宅とカーポートを建築する計画であり、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、雨水は水路、雑排水は公共下水道へ排水する計画となっております。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案13ページ整理番号261番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

続きまして、議案7ページ、地区「北浜」、整理番号6番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である[]と、全部承継者である[]でございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、昭和47年6月に農地法第5条の許可を受け、申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後、愛知県みよし市に居住することになり、建築されないまま現在に至ります。

承継者である[]は、浜北区寺島で[]を営んでおりますが、整備車輛置場が不足していたため、本申請地を車輛置場にしたいと計画したものでございます。

申請地は、[]に位置する農地です。

農地区分は、第3種農地に該当すると判断いたしました。

承継後の転用計画は、車輛置場を造成する計画であり配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、雨水は自然浸透する計画となっております。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案25ページ整理番号338番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
森 島 (森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 論点整理をさせていただきます。案件の6番です。許可をされたのが昭和47年ですと、都市計画法で線引きがされた直後かと思えます。こういう、50年経過したことが、故意

過失がないと言い切れるのか、という問題提議です。どういう風に論点整理するか、と考えます。

議 長 事務局、お願いします。

吉 山 農地調整グループの吉山です。今、転用の許可が出てきているものについては、原則、完了報告を求めており、それが出てきていないものについては、進捗状況報告という形で、なぜ事業が遅れているか、今どういう状態にあるのか報告いただいております。昭和の時代に許可を取ったものが、今どこまで転用が終わっており、どれだけ着工しているのかは正直把握できておりません。こういった形で、その土地を何か別の用途で使いたい、という相談を受けて初めて気付くものです。昔のものについては追えていないというのが現状ですが、現在のものについては完了報告を求めており、出していないものについては進捗状況を報告していただくこととなります。

森 島 (森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 ここにも、農業委員会業務の難しさというか、煩雑さが表れているように思います。事務局の能力の問題だとは全く考えておりません。これも本来は、調査会が気付くことではないか、と考えます。どうしても見落としはある訳ですので、こういうことも我々の目の行き届かなかった部分として、我々が学んでいくことかと思えます。

議 長 その他、ございますか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 33 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議無いものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 34 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 34 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

笠 原 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 235 番外 117 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 74 件、事業用の建物関連が 3 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 29 件、太陽光発電が 1 件、営農型太陽光発電が 3 件、一時転用が 8 件でございます。

また、農地区別別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 10 件、第 1 種農地が 18 件、第 2 種農地が 18 件、第 3 種農地が 72 件でございます。なお、是正案件は整理番号 240 番、241 番、246 番、249 番、290 番、295 番、330 番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、議案に○を付した案件につきまして説明させていただきます。

議案 16 ページ、地区「湖東」、整理番号 277 番、278 番をお願いします。

権利関係が違うため整理番号を分けておりますが、同一事業者による事業計画であるため、併せて説明いたします。

西区伊左地町の畑 17,885.63 m²について、砂利採取を行いたいという申請でございます。

申請者は、西区湖東町に本社を置き、[]を営む法人です。

この度、良質な砂利採取が見込まれる本申請地を山砂利の採取場として使用したく、3年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、[]に位置する農地です。申請地は、農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である3年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、山林等の併用地を含めた全体計画区域 23,451.76 m²となり、県道村櫛三方原線から出入りするための進入路を設け、採取場の周囲に防護柵を設置し、区域全体を平均10m掘り下げる計画であります。

工事完了後は、区域内の一部の山林を含めて農地造成を行います。造成後は、土地境界杭を打ち、地主に返還し、大根等を耕作する予定ですが、地主から農地の耕作管理が困難であるとの相談があれば、申請者のグループ会社である、農地所有適格法人を紹介することも予定しております。

また、「砂利採取事業事前審査意見書」の提出を受け、林地開発許可も済んでいること、地元自治会、学校とも協議済であり、事業の実施期間中は安全対策などを徹底していること、雨水は区域内の調整池から水路へ制限放流する計画であることから周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区「芳川」、整理番号 291 番をお願いします。

南区大柳町の田 3,383 m²について、車輛置場を設けたいという申請でございます。

申請者は、浜松市南区に本社を置き、[]を営む法人です。

現在、申請地近隣で事業を行っておりますが、事業拡大により、仕入れた車輛の保管場所が不足していることから、車両置場を設けたく申請に至ったものでございます。

申請地は、[]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、車輛置場を新設する計画であり、事業計画からみて、転用面積は適当と思われまます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を設置する計画であること、雨水の排水計画は、敷地内に勾配をつけ調整池機能を持たせること、新設する敷地内側溝から集水柵を経て排水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

盛土条例につきましては、申請地をアスファルト舗装する計画で、舗装部分は構造物扱いとなり盛土条例対象外となります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 22 ページ、地区「三方原」、整理番号 321 番をお願いします。

北区三方原町の畑 4,640 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、磐田市に本社を置き、[]を営む法人です。

既存の駐車場の台数が不足していたこと。また業績の好調により、従業員数が増加したことから、従業員の通勤車両のための駐車場が必要となり、駐車場の新設を計画し、今回の申請に至ったものでございます。

申請地の農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地は、周囲には見切工を設置する計画であること、敷地内はアスファルト舗装し、雨水排水は調整池を経て道路側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 23 ページ、地区「三方原」、整理番号 326 番をお願いします。

北区根洗町の畑 3,121 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。

申請者は、北区根洗町に拠点を置き、[]を営む[]法人です。

現在、従業員用として借用している駐車場の敷地の返還を求められたことから、新たに従業員用として駐車場の新設を計画し、今回の申請に至ったものでございます。

申請地の農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地は碎石敷きとし、周囲にはフェンスと見切工を設置する計画であること、雨水排水は自然浸透及び道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議 長 中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平 尾 積志地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。但し、この山砂利の採取の件ですが、後で大根を作ると言っておりましたが、あそこは水が全然なく、散水車があるだけで水がないので大根は無理ではないか、と申し上げたところ、もう一案として蕎麦を作る予定とのことでした。蕎麦ならば、ある程度水がなくてもできるので、美味しい蕎麦はできませんが、気を付けてやってください、なるべくたくさん蕎麦が採れるようにやってください、ということで認めました。その他は問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 篠原・舞阪調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で、332 番の案件について協議した結果、特に問題ありませんでした。実は、この他に 3 件協議することがございました。それは静岡の会社で、太陽光発電をするということで、三ヶ日の大崎、都筑、佐久米でソーラーパネルを設置するという計画について聞き取りを行いました。排水計画等々について説明してもらいましたが、担当地区調査員の方から排水の面で、ここはかなり水が出るので心配なので、ここはこうした方が良いのではないかと伝えました。また、進入路についてはどうしますか、と聞くと、隣の人の農地を通らせてもらってソーラーパネル資材を搬入する、というので、それは駄目ですよ、ということで、それならどうしようかな、と。そういう状態ですと、事務局の方も、これでは総会を通らないのではないかと、ということで、自分達の方から

取り下げてください、とは言えないので、本人が、今回はまだ計画等々について上手く説明できないし、もう少し検討する余地がありそうなので、その3件について取り下げます、ということで、3件は取り下げられました。計画を練って、来月か再来月にまた出てくるとは思いますが、そういう状況でした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。
中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。私からも、今後は藤さんがご報告されたようなことが、私どもの所でもありましたので、報告させていただきます。営農型太陽光発電の案件です。水田にパネルを設置して、柵等を作るというような計画です。私どもの調査会のメンバーは割と植木に関する生産者が多いため、水捌けが悪いので無理だ、という指摘をしました。調査員は大雨が降った時に行って写真を撮ってこういう状況だと示してくれました。そういうこともあって、溝を深く掘ってポンプアップする段取りをしなさい、という指摘をしまして、今月中にそういう作業を終えて、来月申請するみたいなことで決着をしたということであります。私も長いこと農業委員をやっておりますが、調査会とか農業委員会を取下げ指導をするということはあまり経験がなかった訳ですが、今はそういうことが調査会の段階でできるようになっていると改めて実感しております。その意味では、調査会の役割はますます重要だという風に考えております。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。
水 崎 春野地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。ただ参考までに、この土地は[REDACTED]が山の中に店舗を展開するというので、ちょっと珍しいことですが、買い物客に対して移動販売をしていたのですが、ニーズがあるということで、この度土地を求めるということでしたが、この土地は元々旧春野町時代の公共企業の土捨て場で、これが農地を土捨て場として使われていたところがそのまま農地として生きていたため、この度地目変更をするということです。そういう事例がありました、ということで報告させていただきます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

森 島 (森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 いくつか事務局が説明された案件、例えば三方原町豊岡の321番について伺います。浜北での専業農家、認定農家が三方原で作っていたけれども、開発のために営農地を失って、浜北で求めてきた、という話があります。これは問題だと思っています。色々な事情があって開発をされますが、農業振興地域の整備に関する法律の根っこには、そこで農地を改廃して他のものにする時に、その地域の農業生産を阻害するようなことがあってはならない、という原則がある、と。農業振興地域の整備に関する法律の趣旨と照らし合わせた時に、そこで耕作をしていた人が追い出されて、他の所に耕作地を求めな

くてはならないということは、現に避けていかなければならないことだと基本的に私は思っています。その点で、今回の様々の事務局が説明された案件、例えば三方原地区 321 番の 4,640 m²というところは、そういうことに該当していないか、事務局の見方、注意点の及び方について伺いたいと思います。

議 長 事務局、回答をお願いします。

局 長 事務局長の鈴木です。今日は除外担当がおりませんので、私に分かる範囲でお答えしたいと思います。まず、法律の趣旨としては、森島委員の仰るようなこともございます。まず、除外するためには、農業振興地域の整備に関する法律の第 13 条第 2 項に該当するかということで判断します。第 13 条第 2 項の中に、1 号から 5 号まであり、今、法改正の話もありますが、1 号から 5 号の中で、砕いて言いますと、認定農業者がその目標達成に支障があるような場合は除外できない、というものがあります。認定農業者は 5 年後の目標・計画を立てて認定されておりますので、もし除外申出地の中に認定農業者が耕作する農地があれば、除外の手続きの中で認定農業者に確認し、その目標達成に支障がないかを確認しております。そこで支障があるということであれば、除外の要件を満たさないということになりますので、そういった確認を、業者を通じて行っております。

森 島 (森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 十分にそういうことに注意して、確認してやっていただければ良いと思います。

議 長 その他、ございますか。

小 柳 (小柳委員 挙手)

議 長 はい、小柳委員。

小 柳 一時転用というものが必ず出てきております。例えば、今回で言えば 3 年、あるいは過去には 3 ヶ月とか 6 ヶ月というものがあります。しかし、ここの議論はそこで終わりで、ではその 3 年後にその転用ができたのか。先ほどの 3 条の新規就農者の方の 1 年後の状況は、事務局の方で確認する、と言いますが、その結果はどのように伝わるのか。過去ずっと見ていきますと、その一時転用の 3 ヶ月や 6 ヶ月というのが、例えば 6 ヶ月前だったら今終わっているはずだ。3 年前にも一時転用というものがあったと思います。その報告というか、何らかの、所謂私達の現場で言うアフターケアというものが、どの場で皆さんに還元されているのか、疑問に思ったので質問させていただきます。前提としては、農業委員の方はこれを前提に判断されております。ですので、一時転用だったら、3 年後、これは転用するのですよ、ということが前提ですので、その結果報告がどう成されているのか、どこかで成されていけばいいですが、それが疑問に思いました。

議 長 事務局、回答をお願いします。

吉 山 まず、一時転用の趣旨ですが、例えば今回で言うと砂利採取が 3 年、16 ページを見ていただきますと、XXXXXXXXXXの公共工事のために一時的に使う 279 番については 6 ヶ月ということで、その期間だけを一時的に農地以外で使いますよ、という申請になります。当然、279 番については 6 ヶ月後、工事が終わりましたら、一時的な転用になりますので、農地に還元して返却してもらって、それで完成という形になります。事務局とし

ては、こちらの279番を上げますと、6ヶ月後、工事が終わりましたら、事業者より、■■■■より、終わりました、農地に戻しました、ということで、その現場の写真、地主に確認していただいた確認書、農地に戻していただきました、という確認書を付けて、事務局の方に報告をしていただいています。特に、完了報告があったことを調査会の方では報告をしてはいませんが、事務局の方で報告が出てきていないものについては、当然、催促をして、農地に復元して完了報告を出してください、というお願いをしております。

小 柳 それでは、この農業委員会では、そのアフターケアというか、結果報告はしていない、する必要ないということですか。

吉 山 する必要ないというか、完了して農地に戻していただき、それを事務局の方で確認をして、ということになります。もし、そのまま資材置場等で使っているようでしたら、その調査会の中で、調査員さん等が、あそこはまだ使っているみたいですよ、という話になれば、当然指導していきますが、農地に戻していただいた後の報告は、特に調査会の中ではしていません。

森 島 (森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 関連ですが、松島会長になって以来、その後誰が作るのか、ということを確認にさせる、ということになりました。今日の、277番、278番については、農地所有適格法人が作る、ということになりました。確かに事務局が確認する訳ですが、例えば私どもの調査会のことで言うと、ものすごくうるさく言われます。どうなるのか。現に畑で作れるのか。ということについて、調査員達が大変厳しい発言をしますので、事務局はその状況を調査会の中でその人が納得できるように説明しなければならない、ということになっています。例えばですが、私の隣の中安さんの地域は、私の地域と接している地域ですが、砂利を採った後、河原の状態です。それについては事務局が受け付けていないという状況が続いています。ですから、調査会は充分に関与している、という側面もございますので、できればそういう風に全部の調査会がなると良いと思います。先ほどの、江間さんからご報告のあった大根と蕎麦の関係も、言ってあげないと分からないと思います。書類さえ通れば良いというところがあり、それは現地の調査員でないと分からない部分ですから、なかなかそれを事務局に判断しろ、というのは難しいと思いますので、調査会がしっかり関与するべきだと思います。

局 長 (局長 挙手)

議 長 はい、事務局。

局 長 事務局長の鈴木です。先ほど、一時転用の完了報告がこの場で成されるかどうかという話がありましたが、基本的にこの総会では許認可についての業務を主にやっていただく、ということで、その完了までこの場で、その都度一つ一つ確認していただくと、非常に煩雑になってしまいますので、そういったものは事務局の方で全部現場を見て、しっかり確認しております。やはり、森島さんの言われますように、各調査会の方で問題ある案件については、調査会の方で報告しております。ですので、完了後に関しては、

事務局の方にお任せいただければと思います。

森 島 (森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 江間さんのところで取り組まれる砂利採取は、浜北や会長の地域では、割と先駆的に行われてきたように思います。その点で、特に私どもの調査会では極めて厳しい議論がされてきたところです。その中で、業者との間で掘削方法、埋め戻し方法について協定書という訳ではないけれども、合意点を見つけてきました。土砂をやたらに放り込めば良いというのではなく、排水路を確保しながら埋めていくように、という論点を作ってきたという風に思っています。そういうことも、ぜひ、今回の江間さんの所でも生かしてもらいたいと思います。江間さんはそんな話は聞いていない、と言われるかもしれませんが、そういう議論もあります。

江 間 (江間委員 挙手)

議 長 はい、江間委員。

江 間 湖東地区調査会の、この山砂利の採取は台地を削るものですから、水が溜まることはありませんが、勾配を付けてやってください、と。今までの、現状の小さい畑などは、水がどちらに流れるか分からないし、進入路もお互いの出し合いの道しかありませんので、車は入れないし、というような農地で、当然三方原用水も来ていないし、水もないですよ、ということです。作土はどのくらいにするの、と聞くと、作土は60 cm、あまり掘ると青粘土が出てくるのであまり掘らない、ボカ土のところまでを掘るくらいと言っています。

森 島 (森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 私どもや会長の地域とは違うことがあるようです。台地の下を掘るといのは見たことがありません。しかし、あの工法というのは、重機で踏み固めるものですから、どうにもならないケースが山ほどあります。そういうことが経験として積み上げられているので、台地の所でどうか、というのは江間さんがお分かりになると思いますので、ただ、その工法についての研究は各地で行った方が良いと思います。踏み固めないように。

江 間 おそらく、山なので、そんなには踏み固めないと思います。最後はボカ土が出てくるので、それ以上は掘りたくない、要は山砂利が欲しいだけなので、そんなに踏み固めるようなことはないと思います。

森 島 研究してください。

議 長 いずれにしても、その地区のことは調査会が一番分かっていることだと思いますので、しっかりとその辺も含めて協議してください。それと、小柳委員の質問の件ですが、全部確認しているが報告はしていない、ということです。あと、気になる方は事務局の方に問い合わせさせていただいて確認していただければ良いかと思います。

議 長 その他、ございますか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、採決いたします。第35号議案「農地法第5

条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に、第 35 号議案「買受適格証明願について (3 条許可公売)」を上程いたします。
事務局から説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、お手元の議案 29 ページをご覧ください。第 35 号議案「買受適格証明願について (3 条許可公売)」でございます。担当から説明いたします。
- 笠 原 今月の買受適格証明願は公売にかかる案件 1 件でございます。
農地の公売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添付して参加することが民事執行規則第 33 条により定められています。
これは、農地を取得できない者が最高価買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込みのある場合に買受適格証明書が交付されます。
それでは、地区「芳川」、整理番号 2 番について説明いたします。
願出人は、南区兎野町にお住まいの [] でございます。[] は、自宅に近い農地で水稻を作付けしておりますが、営農地に近い農地を取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。願出地は、南区兎野町の田 2 筆で、取得後は水稻を作付けしていく計画でございます。審査したところ、農地法第 3 条の許可を得るための要件をすべて満たすものであり、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 森 島 (森島委員 挙手)
- 議 長 はい、森島委員。
- 森 島 この買受け適格証明については、今度の法改正に該当しないということでしょうか。その関連を教えてください。
- 議 長 事務局、回答をお願いします。
- 吉 山 買受け適格証明願についても、下限面積の撤廃については 3 条と同要件になりますので、適用外ということではないです。
- 森 島 つまり、誰でも買受け適格証明願ができるようになったということですか。今までは、我々の中で、適格者であるか否かという認識はあったけれども、今度、それが撤廃されたのですか。
- 吉 山 そうです。誰でも手を上げることが可能になった、と解釈しています。ただ、全部耕作要件や常時従事日数など、他の下限面積以外の要件については審査していきます。
- 森 島 基本的には誰でも申請できるわけですね。受け付けるかどうかは別として。
- 局 長 下限面積の要件を満たさない人でもできる、ということです。先ほど吉山が申し上げましたように、他の要件について満たしているかという審査はしていきます。
- 森 島 こういう風が変わった、というのは、分かる範囲で、事務局で気付いた範囲で報告してもらいと思います。

- 議 長 今、ご指摘のあったように、説明できるところはちゃんとしていただきたいと思います。特に変わったところについては。
- 議 長 その他、ございますか。
(質疑応答なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 35 号議案「買受適格証明願について (3 条許可公売)」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に、第 36 号議案「非農地証明について」を上程いたします。
事務局から説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、お手元の議案 31 ページをご覧ください。第 36 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。
- 笠 原 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 16 番外 5 件でございます。
地区「笠井」、整理番号 16 番の申請地は、昭和 33 年頃に住宅が建築され、宅地利用されているものです。
地区「籠玉」、整理番号 17 番の申請地は、昭和 5 年頃に物置が建築され、宅地利用されているものです。
地区「天竜」、整理番号 18 番、19 番の申請地は、昭和 42 年 5 月 1 日に工場が建築され、宅地利用されているものです。
地区「天竜」、整理番号 20 番の申請地は、昭和 20 年 8 月頃に住宅が建築され、一部は法面として、宅地利用されているものです。
地区「水窪」、整理番号 21 番の申請地は、昭和 54 年頃に車庫兼倉庫が建築され、宅地利用されているものです。
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 36 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に第 37 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、お手元の議案 33 ページをご覧ください。第 37 号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。
- 渡 邊 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 5 年度第 2 回浜松市農用地利用集積計画 (案) でございます。
公告予定は令和 5 年 5 月 19 日となります。
2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。

合計 337 筆、266,766.53 m²の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 5 筆をはじめとして、計 24 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 31 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、33 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番から 4 番をご覧ください。[] です。川根本町の農業法人、[] で代表取締役として農産物の生産、販売等にたずさわり、退職後にその経験を活かして個人で営農するため、今回の申請に至りました。南区金折町 [] 外 3 筆の畑、計 2,624 m²を借り受け、さつまいも、早生桐の苗木、玉葱の栽培を予定しております。

次に、1 ページの 5 番から 10 番をご覧ください。[] です。農地所有適格法人である [] に就職して農業を学び、今回の申請に至りました。南区松島町 [] 外 5 筆の畑、計 3,157 m²を借り受け、玉葱、甘藷の栽培を予定しております。

次に、1 ページの 11 番、12 ページの 49 番、50 番をご覧ください。[] です。農地所有適格法人である [] に就職して農業を学び、今回の申請に至りました。南区江之島町 [] 外 2 筆の畑、計 1,458 m²を借り受け、玉葱、甘藷の栽培を予定しております。

次に、1 ページの 12 番、13 番をご覧ください。[] です。とぴあ浜松農協主催のエシャレット養成塾で農業を学び、今回の申請に至りました。西区大久保町 [] 外 1 筆の畑、計 3,653 m²を借り受け、エシャレットほかの栽培を予定しております。

次に、5 ページの 1 番をご覧ください。[] です。西区深萩町の [] のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。東区有玉北町 [] の田、1,098 m²を借り受け、水稻の栽培を予定しております。

次に、12 ページの 48 番をご覧ください。[] です。認定農業者の [] のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。南区西島町 [] の畑、929 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、9 ページ 1 番から 12 ページ 47 番、21 ページから 31 ページ 1 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 136 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足意見なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 37 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 38 号議案「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 35 ページをご覧ください。第 38 号議案「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」でございます。担当から説明いたします。

縣 それでは、別冊 2 により説明いたします。農業委員会による最適化活動の推進については、国の通知により目標を設定して、具体的な状況を点検評価し、公表することが求められております。全国統一の様式により本市の数値を入れておりますが、本日承認いただければ、県に報告するとともに、ホームページで公表してまいります。

初めに、1 ページをご覧ください。令和 4 年度の活動の点検評価です。農業委員会の状況です。農業委員会の体制と農家・農地の概要を記載しております。農業委員会の体制と農家・農地の概要を記載しています。農家・農地の概要は農林業センサス等から抜粋しております。

2 ページをご覧ください。最適化活動の実施状況についてです。農地の集積の令和 4 年度の目標及び実績ですが、集積目標 4,492ha に対し、実績 4,626ha でございます。遊休農地の発生防止・解消の令和 4 年度の目標及び実績ですが、解消目標 137.6ha に対し、実績 20.2ha です。利用状況調査は、推進委員 37 人により、8 月から 1 月にかけて行いました。

4 ページをご覧ください。新規参入者の参入経営体数は 36 経営体で 8.9ha の実績です。最適化活動の一人当たりの活動日数は、目標の月 8 日を達成し、活動強化月間の令和 4 年度の目標及び実績ですが、設定回数 3 回に対し、実績 3 回です。

5 ページをご覧ください。新規参入相談会への参加は、目標 1 回に対し、実績 1 回。令和 5 年 1 月 31 日に、浜松市役所会議室にて、新規就農者、西部農林、とびあ浜松、市農業振興課、農業委員会からは松島会長と事務局が参加しました。

6 ページをご覧ください。事務の実施状況について、でございます。1 は総会の開催実績です。毎月 1 回開催しております。2 は農地法第 3 条に基づく許可事務について、3 は農地法第 4 条、第 5 条の規定に基づく農地転用に関する事務の処理件数になります。4 は農業委員会では是正指導を行い、県へ報告している案件の面積です。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議長 長 それでは、ご意見もないようですので、第 38 号議案「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 長 次に、報告事項の第 32 号から第 39 号までを、事務局から報告をお願いします。

議長 藤 議案 37 ページをご覧ください。報告事項につきましては、一覧表の通りでございます。報第 32 号「令和 4 年度事業報告」につきまして、担当より説明いたします。

縣 令和 4 年度事業報告について、別冊 3 をご覧ください。

「1 総会」につきましては、ご覧の日程で毎月 15 日を基本に開催し、各議題についてご審議いただきました。

続きまして 2 ページをご覧ください。

「2 視察」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止いたしました。

「3 研修」ですが、令和 4 年 10 月 28 日に浜松市農業委員会研修会を開催し、静岡県農業会議の平野さんより「農業者年金について」、農研機構の川嶋さんより「スマート農業について」の演題でお話をいただきました。

令和 5 年 1 月 27 日に西部地区農業委員会研修会を開催し、東京大学大学院教授の鈴木さんより「どうする農業」の演題でお話をいただきました。

3 ページをご覧ください。「4 農業委員会事務」でございます。令和 4 年度の農地法取扱状況でございますが、主なところでは、3 条許可 262 件で 36. 5ha、4 条許可 83 件で 2. 4ha、5 条許可 952 件で 68. 1ha となっております。

4 ページをご覧ください。平成 25 年度から昨年度までの過去 10 年間の農地法第 4 条、5 条の転用許可状況を表とグラフで表しました。上の段が転用件数、下の段が転用面積の推移です。一時転用は除いてあります。

5 ページ、6 ページをご覧ください。(2)「転用事実確認の状況」、(3)「農地紛争処理の状況」などは、ご覧のとおりでございます。

7 ページをご覧ください。(9)「利用権」でございます。令和 4 年度の利用権の設定は、3, 239 筆、265ha ございました。

8 ページをご覧ください。(10)「中間管理権」でございます。令和 4 年度の中間管理権の設定は、999 筆、52. 7ha ございました。

9 ページをご覧ください。(11)「農業者年金」は、加入者が 136 人、受給者が 954 人ございました。

10 ページをご覧ください。5「他都市等からの視察」の状況でございます。昨年度は長野市農業委員会と菊川市農業委員会からの視察に対応いたしました。

令和4年度事業報告につきましては以上でございます。

議長 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
議長 長 それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

(報告なし)

議長 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

局長 ・「農業会議情報」について

齋藤 ・「農林関係税制改正に関する要望及び農地利用最適化施策の改善に関する具体的な意見」等の提出について

齋藤 今後の会議予定

・令和5年 第6回 農業委員会総会

日時 令和5年6月15日(木) 午後2時30分から

場所 浜北区役所 3階 大会議室

議長 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これもちまして、第5回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時7分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員